

文書館だより

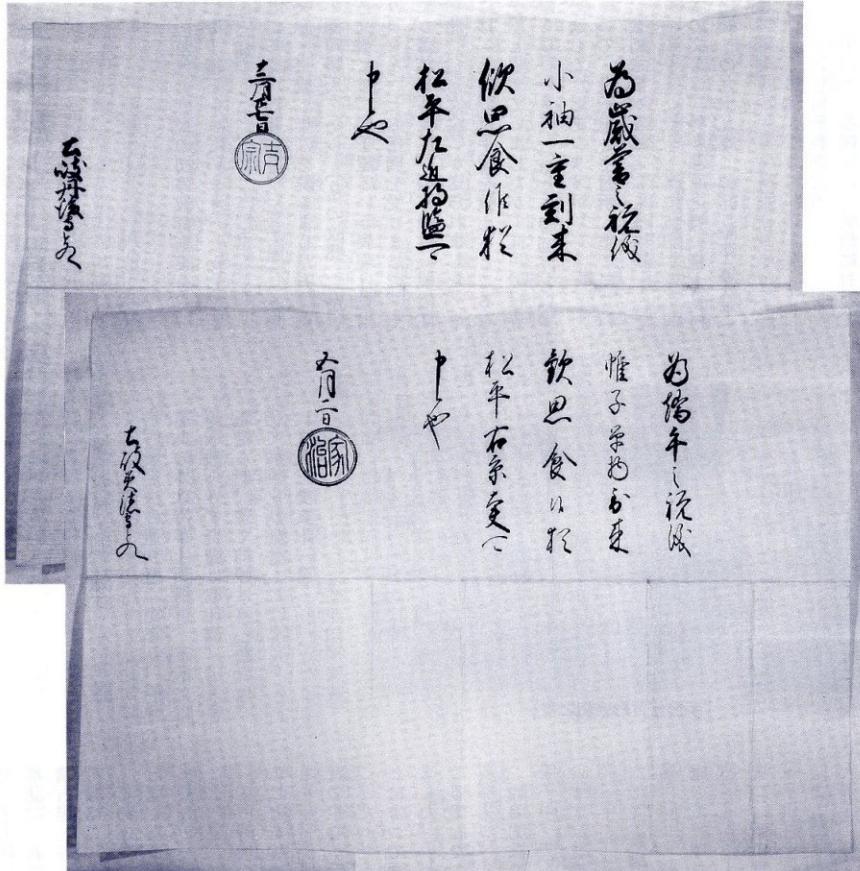
第28号

平成9年1月

発行／群馬県立文書館
 前橋市文京町三丁目三番六号
 (027) 321-1338
 題字 岡庭征人書

=紙面案内 =

- 寺子屋と手習所(塾)について
- 明治十五年の臨時県会とコレラ騒動
- 新閲覧及び新収蔵古文書
- 「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」(仮称)の設立に向けて



徳川吉宗御内書(上)：歳暮の祝儀に対する礼状。なお、本文中松平

左近将監は老中であり、下総佐倉藩主松平乗邑です。

縦46.6cm・横65.8cm 角田光枝家文書（文書番号158）

徳川家治御内書(下)：端午の祝儀に対する礼状。なお、本文中松平

右京大夫は老中であり、上野高崎藩主松平輝高です。

縦46.6cm・横65.8cm 角田光枝家文書（文書番号39）

写真は、八代將軍徳川吉宗と十代將軍
徳川家治の御内書です。土岐氏(寛保二
(一七四二)年から沼田藩主)に対して、
老中を通して祝儀の礼を述べています。
 (吉宗御内書) (家治御内書)
 為歳暮之祝儀 為端午之祝儀
 小袖一重到来 帷子單物到来
 欲思食候猶 申候也

松平左近将監可 松平右京大夫可
 申候也
 十二月廿七日〇 (吉宗印)
 五月二日〇 (家治印)
 土岐丹後守との 土岐美濃守との
 (古文書課 新井幸弘)

寺子屋と手習所(塾)について

文書館文書調査員 柳井久雄

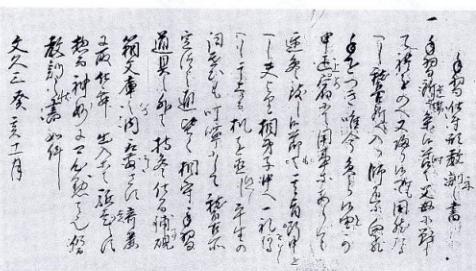
江戸時代の庶民の初等教育施設を、一般に寺子屋といっています。しかし、手習所(塾)ともいわれています。

ところで、拙著「群馬の寺子屋」(みやま文庫・平成2年)を読みました方(東京・穂苅勝氏)から、「私の故郷(信州)の古文書には、寺子屋という表現は見当たりません」との指摘を受けました。そして、書状に添えて、岡本綱堂『風俗江戸物語』(河出文庫)が送られました。それには、「上方では手習(手習)を教えるところを寺子屋と唱えていましたが、江戸では寺子屋とは言いません。単に手習師匠といつていました」とあります。

そこで、寺子屋と手習所(塾)について、資料調べることにします。

二

次の文書は、勢多郡原之郷(富士見村原之郷)の九十九庵(師匠・船津伝次平)のものです。



『手習仕付形教訓之書』

手習所付形教訓之書

一、手習所へ参候時は、父母に対して礼を述べ、又帰り候時も同然たるべし、稽古所へ入り師匠へ向ひ手をつき、唯今参り候と可申上、若し宿にて用事等ありて遅参致し候節も、其旨断り申上ぐべし、夫より相弟子中へ一礼をいたし、其上にて机を直すべし、平生の詞遣ひも町寧にして、

これは、船津伝次平が作成し、師の藍沢無滿に校閲を受けたものです。さて、この文書には、手習所、手習道場、稽古

所などあります。群馬郡小仁田村(水上町)の「建明寺」教諭控書には、稽古場と記してあります(群馬県史資料編13)。邑樂郡内で

は、手習所といつていいたようです(「邑樂郡誌」)。新田郡強戸村(太田市)では、稽古場と呼んでいました(「群馬県史」資料編15)。

このように、県内の文書には、寺子屋と記した資料は、私の知る限り見当たりません。

江戸時代の庶民の教育施設では、児童のことを手習子、筆子といい、師匠のことを手習師匠といいました。これは、教育の中心が手習い、つまり文字を教えることだったからです。手習い読ませることによって習字教材を理解させようとしました。いわゆる読み・書きを教えたところでした(高井浩「寺子屋の普及」・「勢多郡誌」)。

師弟関係の深さを表わす筆子塚には、筆子中、門人中、筆弟連などと刻まれています。北橘村には、「筆子連名帳」(文久三年・今井兼明)、「筆子連名帳」(嘉永六年・秋原増兵衛)が残されています(「北橘村誌」)。前橋市龍藏寺町には、渋川某庵の筆子塚を建立したときの「石碑寄附連名簿・筆子」があります(「前橋市教育史」)。新田郡敷塚村(敷塚本町)には、「筆子供」と記された資料があります(「群馬県史」資料編15)。勢多郡富士見村米野の大聖寺には、「手習子弟六十六人立之」と刻んだ筆子塚があります。

しかし、児童のことを寺子と記した資料もあります。群馬郡広馬場村(榛東村)の明和六年(一七六九)の資料には、「寺子之髪之不損前を能人ニ帶之結め正敷」とあります(「群馬県史」資料編13)。「寺

源平(名頭) 村名(村名尽) 品川織蔵
國尽(国名尽) 手紙
五人組之條目
寺子往来
申八月十五日下山

これは、船津伝次平が作成し、師の藍沢無満に校閲を受けたものです。さて、この文書には、手習所、手習道場、稽古

所などあります。群馬郡小仁田村(水上町)の「建明寺」教諭控書には、稽古場と記してあります(群馬県史資料編13)。邑樂郡内で

(船津洋平家蔵)

明治一五年の臨時県会とコレラ騒動

—神道御嶽派の活動と民衆—

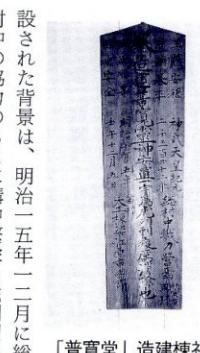
古文書課 小山友孝

平成八年の夏に関西地方を中心に病原性大腸菌O-157による食中毒が大量に発生しました。この菌による集中中毒は瞬く間に全国的な広がりを見せ、社会不安を呈した事は記憶に新しいことです。本県でも佐波郡内の小学校の集団感染は特記されます。

さて、この菌による食中毒騒動は年未迄には一応鎮静ましたが、此の間に幼い子供が落命しており国会でも論議され、同年の八月六日には厚生省令第四七号をもって、O-157を含む「腸管出血性大腸菌感染症」が「伝染病」とされるようになりました。このことに端を発して、筆者は、過去においては如何なる流行病が発生していたか。そして、それらにどの様に対処していましたかに関心を持ってみました。以下小稿では、館蔵史料を利用しながら明治期の流行病の中でも代表的なコレラに視点を当てて当時の庶民生活の一端を紹介してみたいと思います。

我が国の法定伝染病は、明治三〇年三月三〇日の法律第三六号（官報四月一日付）「傳染病豫防法」（法令全書第三〇巻ノ二）の第一条に「此ノ法律ニテ傳染病ト称スルハ虎列刺・赤痢・腸窒扶私・痘瘡・発疹窒扶私・猩紅熱・實布塙利亞・（格魯布ラ含ム）及「ペスト」ヲ謂フ」とあります。これらの伝染病は、現代社とあります。

さて、この菌による食中毒騒動は年未迄には一応鎮静ましたが、此の間に幼い子供が落命しており国会でも論議され、同年の八月六日には厚生省令第四七号をもって、O-157を含む「腸管出血性大腸菌感染症」が「伝染病」とされるようになりました。このことに端を発して、筆者は、過去においては如何なる流行病が発生していたか。そして、それらにどの様に対処していましたかに関心を持ってみました。以下小稿では、館蔵史料を利用しながら明治期の流行病の中でも代表的なコレラに視点を当てて当時の庶民生活の一端を紹介してみたいと思います。



「普寛堂」建造棟札



御嶽山普寛堂

即ち、明治一五年八月二六日に臨時県会が開会されました。議題は、当然の如くコレラの蔓延をくい止めるべき流行病予防費の追加予算の件でした。この時に総額一三、五三九円四〇銭が可決承認されました。この内訳は、次のようにです。

消毒薬買上費三、六〇〇円・防臭薬買上費一八〇円・検疫医雇上費二、一〇二五円・同旅費二、八〇八円・検疫吏臨時雇費四五〇円・賞與費五九三円・検疫手当四三三円・救護費五〇〇円・運搬費四〇五円・雜費三〇〇円でした。これはかなりの高額出費と思われます（明治一五年度群馬県臨時会議録）群馬県立文書館所蔵文書・議二〇七号）。

余談ですが、この臨時県会は、本来は前日に開催が予定をされておりましたが、県議員の都合によって一日会期が順延されました。群馬県会事務規則・明治

このお座立ての方法によって、当時流行を見た伝染病を見事に予言し、これが的中したため、人々はこの時期に御嶽派に信心を示し本県ではこの時代比較的教線が拡大しております。

この一例として、藤岡市鮎川の光嚴寺境内一隅に「御嶽山普寛堂」と称されたお堂が建立されております。この堂が建

ばなりません。詳細は拙稿（「上野国相馬山をめぐる庶民信仰（一）」群馬県立歴史博物館調査報告第一号、一九八五年）を参照下さい。それによれば、明治一五年九月に悪病が流行するから厳しく信心致すよう社中一同へ申し置く「いずれの願いも守護有るによつて謹んで信心致すべし」という神勅がありました。果たせるかな、この予言の如く、明治一五年八月から九月にかけてコレラが全国的に大流行しました。このため、社中一同のお山に登る者も大変の数になりました。このことをうらづける如く、事実、群馬県ではコレラ対策のために臨時県会が招集されました。

即ち、明治一五年八月二六日に臨時県会が開会されました。議題は、当然の如くコレラの蔓延をくい止めるべき流行病予防費の追加予算の件でした。この時に総額一三、五三九円四〇銭が可決承認されました。この内訳は、次のようにです。

消毒薬買上費三、六〇〇円・防臭薬買上費一八〇円・検疫医雇上費二、一〇二五円・同旅費二、八〇八円・検疫吏臨時雇費四五〇円・賞與費五九三円・検疫手当四三三円・救護費五〇〇円・運搬費四〇五円・雜費三〇〇円でした。これはかなりの高額出費と思われます（明治一五年度群馬県臨時会議録）群馬県立文書館所蔵文書・議二〇七号）。

余談ですが、この臨時県会は、本来は前日に開催が予定をされておりましたが、県議員の都合によって一日会期が順延されました。群馬県会事務規則・明治

一五年三月二日によると、会議の方法は、

第一条に議事は、午前九時から午後三時迄とし、第二条には、出席議員の過半数にいたらざれば議事を開くべからずとあります（「群馬県議会史」第一卷二四四頁）。この時代の県会議員の定員数は四五名でした。八月二八日には第二次会が開催され、さらに、九月一日から二日に第三次会议が開催されました。

上述した案件は、甲第一号議案として九月二日に議決され同日に認可されました。当時の県令は権取素彦でした。議長

清康（群馬の医史）・山本俊一（日本コレラ史）。なお、当時県庁で保健衛生を主管する衛生課は、明治二年十二月の「府県衛生課設置並事務条項」（内務省乙第五五号達）が作出されこれに基づいて翌年に設置されました。この課で作成された衛生課第一次年報（以下単に年報と云う）。

群馬県立文書館所蔵（議七八）を使用して当時の流行病の実態について眺めて見ましょう。

この年報には、郡別・月別・男女別の死亡と感染者の統計が非常に詳細に記録されています。

コレラ患者は他の感染病者より圧倒的に患者数が大きくなり記されており、同報告書の一五年八月の条にはまた、次のような記述があります。

「虎列拉發生病勢猛烈追々蔓延景況につき検疫委員同様を設け県庁内に検疫仮事務所を置く」、さらに、同年九月には「内務省衛生局島田少書記実況視察として来県あり」とあり、また同月には「虎列拉病予防費補助として金三〇〇〇円内務省より下附せらる」と記述があります。

また、この年の「全省内伝染病患者統計表」（第一次年報）による患者総数は都合三、一〇〇人（内訳男一、六三七人・女一、四六三人）でこのうち死者は、一、八二四人（内訳男九七五人・女八四九人）でした。この統計は一五年七月から一六年六月の間のものです。この数字と前述の場合は過去の例より一層深刻な様相を呈していたからこそ追加予算が速やかに呈しておられます。

した「群馬の歴史」の数値がやや異なっていますが、これは統計の締切日の違

可決されたことがわかります。

いで、この二つには基本的に変化はありません。

さて、この数字を郡別で眺めてみると西群馬郡では、男の患者が五八四人・女

の患者五一七人このうち死亡者男三七四人・女三三一人。次に患者数の多い郡は山田郡で、男二三五人・女三〇一人うち死亡者男一二六人・女一四七人。次に碓氷郡で男一二八人・女一一五人うち死亡者男八一人・女六二人でした。この他の郡内でも多くなる患者が発生しております。この中でも西群馬郡内に住む人の感染率は、群馬県全体の約三分の一になりました。そのためこの地域の住民にとってのコレラ旋風は大変なものであつたことが察知されます。

そのため、前述した如く「御嶽行者」の予言した「悪病」即ち、コレラ退散のために相馬山に登拝して守護を乞う人々がいたことは、当然のことと考えられます。これと同時にこの時期においても農村部の人々の間にあつては医学知識の欠如のため、旧来からの奇異の風習が存在しておきました。その一つに、コレラ送りの習俗をあげることが出来ますが、今回、紙面の関係で具体的なそれらの紹介は省略します。後日に機会があればこの点についても詳しく紹介したいと考えております。

付 なお、小稿執筆中に高倉史人氏「明治期における大阪の伝染病」（「大阪あかいぶす」・第一九号）と押尾宗平氏「コレラの歴史と千葉県のコレラ（「房総路」・三三三号）」の論文に接しました。明治時代の他府県のコレラの動向を知る上で参考となります。また、阿部安成氏「病のフオクロアと秩序」（「新しい近世史」第五卷・新人物往来社・一九九六年二月刊）は民俗学アプローチから流行病をとらえた興味ある論文です。さらに、阿久津宗二氏の「群馬県における明治前期衛生行政の推移」（双文四号・群馬県立文書館・一九八七年）は、本県の衛生関係の格好の文献です。

した。それから派生する様々な問題については、さらに各種のデーターを集積検討して庶民生活の実像を解明していきたと思います。

近代国家の成立を考える時においては、それを享受する側で理解する素地がなければ、旧態依然のまま前進があります。

そのため個々の流行病に対して人々がどの様な関わり方をしていたのか社会認識を持つ必要があります。このことが近代化を考える上で大切なことと思われます。

は宮崎有敬、副議長星野耕作、県会衛生会委員は、湯浅治朗・星野耕作・野村藤太が名を連ねておりました（「群馬県議会史」第一卷五四三頁）。

なお、明治一五年以前にも「流行病対策費」が県会の議題で出されたことがあります。特に明治一二年五月に開催された第一回通常県会の第二次会（明治一二年五一四日）では、吾妻郡選出議員折田郡平の意見によって、事務局側の大〇〇円予算に対し三〇〇円に修正され経緯がありました。（「群馬県議会史」二八二頁）このことから考へると、今回の場合も過去の例より一層深刻な様相を呈していたからこそ追加予算が速やかに呈しておられたからこそ追加予算が速やかに呈しておられます。

明治時代の庶民生活の一断面を流行病と民間宗教という観点からながめてみま

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる
文書

文書の伝存地は、利根郡新治村永井の合瀬地区にあった高橋家です。文書の点数は一〇点（文書番号一〇番迄）で、最も古い年代の文書は万治三年（一六六〇）の沼田藩主真田信利（信澄）より高橋四郎兵衛宛の知行宛行状で、高一〇〇石が与えられています。寛文二年（一六七二）の合瀬新田村の年貢割付状も残されています。天和元年（一六八一）に沼田藩真田家は改易となります。高橋家は合瀬村にあった口留番所の口留役として同村に住居したと伝えられています。他に、年代不詳の真田家略系図や文化一年（一八一七）の合瀬村地内で発見された砥石用青石の試掘願書等があります。

（請求番号九五二二）
○藤岡市上日野・養浩院（ようこういん）文書
 多胡郡上日野村（現藤岡市）の實大山養浩院に伝存した典籍類です。同寺は臨濟宗妙心寺直末で、本尊は釈迦如来、永正年間（一五〇四～一五二一年）に郷士酒井氏開基との伝えがあります。総点数は五七点（文書番号五七番迄）で、内容は江戸時代の仏教関係の刊本・写本類と明治時代後期から大正時代の教科書類等が中心です。
 （請求番号九三〇七）
○前橋市城東町・角田光枝家文書
 文書の伝存地は、沼田城下の上之町が中心です。

（請求番号九三〇七）
○前橋市城東町・角田光枝家文書

沼田市）で、沼田藩土岐家の御用商人を務めていた角田家（屋号丸屋）です。同家文書の総点数は約二六〇〇点ですが、その内容は①沼田藩主土岐家文書、②角田家経営関係文書、③和漢の典籍類の三つに大きく分かれます。

今回閲覧可能となった文書点数は五九九点（文書番号五九八番迄）ですが、これらはすべて①の沼田藩主であった土岐家に当初は伝来していた文書です。土岐家当主宛の将軍からの御内書・老中奉書が多く、土岐家から將軍家の献上・祝儀・見舞い等に對しての幕府からの返書が主な内容です。年代的には享保年間以降と推定されます。他に土岐定経が安永年間に寺社奉行を務めていた頃の御朱印帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三〇三）
○福島県伊達郡梁川町・中木直右衛門家文書
 「養蚕日記」「蚕種掃立枚数及製造額届」や蚕種注文書状等があります。文書番号八八番迄。（請求番号F P九三〇四）
○福島県伊達郡梁川町・中村佐平治家文書
 「養蚕日記」「蚕種掃立枚数及製造額届」や蚕種注文書状等があります。文書番号八八番迄。（請求番号F P九三〇四）
○高崎市連雀町・佐藤有一氏収集文書
 明治六年から明治一六年迄の「養蚕日記」をはじめ、「蚕手伝説」「蚕種注文受帳」等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三〇五）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三〇六）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三〇七）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三〇八）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三〇九）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一〇）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一一）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一二）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一三）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一四）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一五）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一六）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一七）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一八）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三一九）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二〇）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二一）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二二）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二三）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二四）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二五）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二六）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二七）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二八）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三二九）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

（請求番号F P九三三〇）
○新田郡敷塚本町大原・滝原經男家旧蔵文書（寄託）
 新田郡本町村（現群馬町）の江戸時代中期から明治時代迄の名主・戸長帳等があります。文書番号八二番迄。

いざれも福島県歴史資料館寄託文書です。
○福島県福島市・朝倉一郎家文書
 「碓氷社社則」「高山社蚕業学校規則」「桐生織物学校一覽」等養蚕関係諸学校・伝習所に関する文書や織物消費税廃止願書等があります。文書番号一五一番迄。（請求番号F P九三〇三）
○福島県伊達郡梁川町・中木直右衛門家文書
 家當主宛の将軍からの御内書・老中奉書が多く、土岐家から將軍家の献上・祝儀・見舞い等に對しての幕府からの返書が主な内容です。年代的には享保年間以降と推定されます。他に土岐定経が安永年間に寺社奉行を務めていた頃の御朱印帳等があります。文書番号八二番迄。（請求番号F P九三〇四）
○高崎市連雀町・佐藤有一氏収集文書
 明治六年から明治一六年迄の「養蚕日記」をはじめ、「蚕手伝説」「蚕種注文受帳」等があります。文書番号八二番迄。（請求番号F P九三〇五）
○群馬郡群馬町東国分・住谷修家文書
 江戸時代中期の冠稲荷神社境内絵図等計三点です。
○太田市細谷・冠稲荷神社文書（寄託）
 江戸時代中期の冠稲荷神社境内絵図等計三点です。

「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」(仮称)の設立に向けて

文書館では、古文書や行政文書等の保存活用に関する情報交換や共同研究等を推進するとともに、県内の市町村関係機関の連携や相互の交流を深めるため、平成八年度から新たに「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」(仮称)の設立をめざして準備を進めてきました。以下、その準備過程と今後の見通しについて報告します。

この協議会は、県内七〇市町村(主な対象は総務課文書係、教育委員会文化財係、図書館・資料館、市町村史編さん室など)すべての参加をめざし、組織化しようというものです。このため、事前に一市九町四村の方々にお集まりいただき設立準備会を組織し、三回の会議を開催してきました。

第一回会議は七月十九日を開催し、文書館から協議会設立の趣旨説明を行ったあと、今後の準備会の進め方、会則案、会の名称等について提案しました。第二回は八月二十八日に開催して、会則の条文、会費、役員構成、事業等について具体的に協議しました。そして十一月二十一日の第三回会議では、準備会としての会則案、事業計画案を決定し、あわせて設立総会の時期や総会の次第等についても協議しました。

この間、文書館としては、八月下旬に県総務部の学事文書課に協力を願います。一方、九月上旬には会費(法令外負担金)の承認をいたぐため、市長会及び町村会事務局へ出向いて本会設立の趣旨旨告します。



第三回準備会の模様

平成八年度 「公文書等保存専門講座」の開催

平成三年度から開催している「公文書等保存専門講座」を本年度も九月二六日、二七日の二日間にわたり実施しました。

本年度は、現在国および地方自治体において行政上の課題の一つとなっている情報公開に関する内容を中心に、次のような日程での開催でした。

〈第一回目〉

「情報公開と市町村の公文書管理」

(後藤仁 神奈川県立公文書館長)

「文書補修の考え方と実習」

(櫛笥節男 宮内庁書陵部図書課専門職)

〈第二回目〉

「自治体史編さんと公文書等の保存・活用」

(大島史郎 渋川市教育委員会嘱託員)

「館林市における情報公開」

(原敬夫 館林市行政課係長)

○参加者による協議

この講座は各市町村の文書・文化財・史誌編さん担当者、歴史資料保存機関の職員の方々に参加を呼びかけていますが、

本年度は二二市町村三五所属の四十五名が参加してくださいました。その中でも文書担当の方の参加が二〇名を数え、各市町村における情報公開に対する関心の高さを感じられました。

文書館としては今後、この結論に基づき、県内全市町村に対し改めて文書による正式な参加の呼びかけを行いますので、是非この趣旨をご理解いただき、積極的に加盟されますようお願い申し上げる次第です。

情報公開に関しては、第一回目に国の「情報公開法」要綱案作成に携わってこられた後藤氏から、国における情報公開についての考え方や要綱案の内容に国との関わりについて、ご講演をいただきました。第二回目には、館林市で実際に情報公開の担当をされている原氏から、条例制定の経緯やその実施状況について具体的な例を報告していただきました。



実習講義中の櫛笥講師

例との関わりについて、ご講演をいただきました。第二回目には、館林市で実際に情報公開の担当をされている原氏から、条例制定の経緯やその実施状況について具体的な例を報告していただきました。

また、文書資料の補修の講義では、櫛笥氏から基本的な考え方と実際の補修方法・道具等について実習を中心講義していました。この講義については特に文化財担当者、資料保存機関職員の方から反響がありました。

さらに、大島氏からは自治体史(誌)編さん終了後、いかに公文書等を保存・

活用していくかについて渋川市の例が報告され、史誌編さん中の市町村からは、大島氏の報告に同感との声がありました。

それぞれの講演・講義後に活発な質疑応答があり、さらに第二回目午後の協議において、それらをさらに深める形での討論ができ、有意義な講座とすることができました。

各市町村等からのご意見・ご要望をできるだけ取り入れ、さらに充実した講座にしていきたいと考えています。

利用者の目

企画展「歴史の中の上毛かるた」を

見学して

前橋市立天川小学校教諭
人保田 雅二

天川小学校の校区内にある文書館では、素晴らしい企画展が毎年のように計画されています。

会科の学習において江戸時代から昭和初期の人々の生活の様子を視覚的に分かりやすくとらえることができました。

された「歴史の中の上毛かるた」の見学を計画し、子供たちの生きた社会科の学習に役立てようとした。

この単元は、住んでいる地域を市の段階から県にまで広げ、自然や産業を概観するものであります。「地図で見る群馬県」と「群馬県の特色ある産業」の二つから構成されています。

前者では、本県の地形と交通の様子を、後者では、本県の主な産業の概要を取り上げています。これらの導入学習として、子供たちに身近である上毛かるたの読み札を白地図に書き入れる作業を学習計画



見学する4年生の皆さん

の中に組み入れました。特に、日本（）の
こんにやくづくりでは、「ねぎとこんにゃく
下仁田名産」桐生の織り物では、「桐生（きり）の
機どころ」温泉とスキ（）の
町草津では、「草津よいとこ」薬の温泉（ゆ）
という読み方が学習の契機となりました。
これらの学習をとおして上毛かるたが
より身近なものになり、子供たちの中に
上毛かるたについてもっと知りたいとい
う声も聞かれるようになりました。

告
知
板

◎常設展のご案内

告
知

板

あ
ゆ
み

○常設展のご案内									
平成八年度常設展「今に伝わる江戸・明治のあしあと」を、文書館一階の展示室において開催しています。									
第三回常設展では、整理が終了し新たに閲覧可能となつた、前橋市城東町角田光枝家文書・伊勢崎市堀口町野村伊太夫家文書を中心に、村の生活や庶民の遊びに関する文書を展示了しました。また、群馬の和紙、古文書の用紙とかたち、古文書解説コーナーなども設け、皆様のご来館をお待ちしております。									
☆第三回	一月一〇日～二月二三日	二月二五日～四月一三日	高橋巨士家文書	鈴木重義家文書	武家の社会や庶民の旅行	に関する文書ほか	企画展「歴史の中の上毛かるた」(～11月22日)	第12・13回長期古文書解説講座 井上定幸(明和短大講師) (11回(9月21日まで)	文書調査員会議開催
☆第四回	二月二五日～四月一三日	二月二五日～四月一三日	・	・	・	・	講座 原島陽一(文化女子大学文学部教授)	第12・13回長期古文書解説 講座 飯倉晴武(学習院大學大院講師) (11回(9月21日まで)	文書館運営協議会開催
○『ぐんま史料研究』第七号の頒布	前沢和之「上野国交替美録帳」による国と郡、「飯森康広(武田氏)の白井城攻略となりましたので内容をご案内します。	文書館では県史普及活用事業の一環として「ぐんま史料研究」を毎年二冊づつ刊行していますが、その第七号が発刊となりましたので内容をご案内します。	【論文】	【論文】	原口美賀子(群馬大学非常勤講師)	企画展記念講演会「上毛かるたと群馬の子ども」	第14・15回長期古文書解説講座 井上定幸(明和短大講師) (11回(9月21日まで)	第1回長期古文書解説講座 田畠勉(群馬高専教授) (6回(8月17日まで)	第2回常設展開始
史料	上野国緑埜郡三波川村御廻状写帳(一)	問い合わせは、文書館内の(財)群馬地域文化振興会へお願いします。	前沢和之「上野国交替美録帳」による国と郡、「飯森康広(武田氏)の白井城攻略となりましたので内容をご案内します。	【論文】	原口美賀子(群馬大学非常勤講師)	企画展記念講演会「上毛かるたと群馬の子ども」	第14・15回長期古文書解説講座 井上定幸(明和短大講師) (11回(9月21日まで)	第1回長期古文書解説講座 田畠勉(群馬高専教授) (6回(8月17日まで)	第2回常設展開始
史料	上野国緑埜郡三波川村御廻状写帳(一)	問い合わせは、文書館内の(財)群馬地域文化振興会へお願いします。	前沢和之「上野国交替美録帳」による国と郡、「飯森康広(武田氏)の白井城攻略となりましたので内容をご案内します。	【論文】	原口美賀子(群馬大学非常勤講師)	企画展記念講演会「上毛かるたと群馬の子ども」	第14・15回長期古文書解説講座 井上定幸(明和短大講師) (11回(9月21日まで)	第1回長期古文書解説講座 田畠勉(群馬高専教授) (6回(8月17日まで)	第2回常設展開始
12・7	11・30	11・16	11・15	11・10	11・9	10・22	10・19	8・24	7・17
館長)	助教授)	刊行	「ぐんま史料研究」第7号	第16回長期古文書解説講座 柴辻俊六(早稲田大学図書館・文学博士)	白川部達夫(金沢経済大学	白川部達夫(金沢経済大学	第17回長期古文書解説講座 板橋春夫(伊勢崎市南公民	第18回長期古文書解説講座 板橋春夫(伊勢崎市南公民	第18回長期古文書解説講座 板橋春夫(伊勢崎市南公民